

今定例会議もどうぞよろしく申し上げます。

2月定例会議の開会に当たりまして、所信を述べさせていただく前に、まず、トルコ南東部で発生いたしました地震について、申し上げます。

皆様も御承知のとおり、去る6日、マグニチュード7.8の地震をはじめとする複数の地震がトルコ南東部で発生いたしました。

この地震により、トルコおよびシリアにおいて甚大な被害が発生し、多くの尊い生命が奪われております。

今回の地震災害により亡くなられた方々と、その御遺族に対しまして、心より哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々や被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

次に、滋賀県教育会館敷地明け渡し訴訟の結果について申し上げます。

本県が滋賀県教育会館敷地の明け渡し等を求めて、訴訟を提起した事案につきまして、去る9日に、最高裁判所が「本件を上告審として受理しない」ことを決定しました。

当該財産が行政財産であり、許可の終了後は速やかに退去が求められるもの、としてきた県の主張が全面的に認められたものと考えております。

今後、判決に基づき、速やかに退去を求めるとともに、医療福祉拠点整備に向けた手続きに着手してまいります。

次に、災害や事故等への対応について申し上げます。

先月から今月にかけて、大雪、高病原性鳥インフルエンザ、琵琶湖博物館の水槽破損、と県内で災害や事故等が立て続けに発生しました。

まず、1件目、先月の大雪について申し上げます。

先月24日から、日本海側を中心に全国的に大雪となり、本県においても、高速道路や鉄道における立ち往生、農業施設への被害等が発生しました。

まずは、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

特に鉄道関係では、駅周辺や電車内に待機された方々への対応で課題が浮き彫りになったところであり、今回の経緯や状況等をしっかりと検証した上で、今後は市町や鉄道事業者とより一層密に情報共有を行い、実効性のある対策を講じることができるよう関係者と協議してまいります。

2件目、鳥インフルについて申し上げます。

先月、県内の2箇所の養鶏場等で発生しました事例については、いずれも遺伝子検査による陽性確定後、速やかに対応に着手し、それぞれ殺処分等の防疫措置を完了させ、現在は、移動制限区域を設けて感染拡大の防止に取り組んでいるところであります。

防疫措置等の対応に御理解・御協力いただいた周辺住民の皆様や関係団体の皆様などに心から感謝を申し上げます。

引き続き、鳥インフルの発生リスクが高い状況が続くと見込まれますことから、今後も防疫対策に万全を期してまいります。

そして、3件目、琵琶湖博物館の水槽破損について申し上げます。

先週10日の朝、琵琶湖博物館のビワコオオナマズ水槽が破損する事故が発生いたしました。

多くの方々に御心配をおかけしております。心から御詫び申し上げます。

水槽等の安全確認のため、当面の間、水族展示室は閉鎖することとしております。

現在、事故原因の調査中ではありますが、復旧、再開に向けて迅速に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の現在の状況等について申し上げます。

本県の新規陽性者数は1月中旬から減少傾向にあり、病床使用率についても日によっては30%を下回るなど、医療提供体制の状況は落ち着きつつあると認識しております。

季節性インフルエンザにつきましては、1月から流行期に入っており、患者数が増加していることから、県民の皆様への基本的な感染対策の徹底をお願いしているところであります。

こうした感染症への備えとして、早期に希望者全員へのワクチン接種が完了できるよう、2月20日までを「オミクロン株対応ワクチン『一人1回』接種促進強化期間」と定め、特に30歳代以下の若者を対象に改めて積極的な接種を呼び掛けております。

一方で、長引くコロナ禍等によって低迷する需要喚起のため、「全国版 今こそ滋賀を旅しよう!」、およびご好評いただき予定より早く終了となりました電子割引券「しが割」を、先月からそれぞれ第2弾として実施してきたところであり、経済情勢を見極めながら、必要な対策を講じていくこととしております。

それでは、新しい年度に向けた県政運営方針について申し述べますとともに、本日提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

令和5年度は、「第2期基本構想実施計画」と新たな「行政経営方針」の計画期間の初年度であり、また、3期目の滋賀県知事として初めて予算を編成する年度であります。

県民の皆様の御負託に応え、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現のため、新たな一步を踏み出すことといたします。

私は、この新たな一步を踏み出すに当たりまして、これからの滋賀が進むべき未来を「シン・ジダイ」と名付けることといたしました。

このシン・ジダイは片仮名で表記しておりまして、「シン」には、新しいの「新」、一步先に進むの「進」、未来に伸びるの「伸」、一本芯が通ったの「芯」、こころの健康重視の「心」、みんな仲良く親しくの「親」、本当の意味、真実の「真」、探求、深めるの「深」など、多くの意味とともに、これからの新しい時代を切り拓いていくのは、滋賀県にいる私たち、という思いも込めて表現しております。

国内で新型コロナウイルスが確認され、はや3年が経過しました。

この3年間は、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻などにより、人、社会・経済、そして自然の健康が脅かされる事態に直面いたしました。

一方で、新しい生活様式や価値観の拡がり、自然環境に対する意識の高まりなど様々な変化がもたらされたと同時に、滋賀の強み、ひとのちから、つながりの大切さを再認識したところでもあります。

こうした経過を踏まえ、より実感が持てる「健康しが」をみんなで創り上げていくため、『健康しが 2.0』として、未来に向けて取組をバージョンアップさせることといたします。

いよいよビヨンドコロナ、コロナを乗り越え、府県境や国境を越えて、更には様々な物事を超越し、シン・ジダイに向けて、「健康しが 2.0」の成果を県民の皆様にお届けできるよう、新たなチャレンジをする1年にしてまいりたいと考えております。

では、以下、具体的な説明に入らせていただきます。

まず、令和5年度当初予算案について、でございます。

令和5年度一般会計当初予算案の総額は、6,582億5千万円、前年度に比べ142億2千万円、2.2%増となります。

国の令和5年度の地方財政計画における地方一般財源の総額は、令和4年度と同水準が確保されていますが、地方税および地方交付税がそれぞれ増加する一方、地方交付税の振替である臨時財政対策債が減少し、一般財源は増加には至っておらず、本県の歳入の一般財源総額も、前年度とほぼ同額の、3,472億円余を見込んでおります。

当初予算の歳入から歳出を差し引いた財源不足額は174億円となり、収支改善の取組等により前年度から一定縮小したものの、財政調整基金および県債管理基金を合わせて134億円取り崩すとともに、財源対策的な県債を40億円発行することで収支均衡を図ったところです。

主な歳入について申し上げます。

まず、県税については、総額は1,858億円で、前年度に比べ90億円、5.1%の増となっております。

このうち、個人県民税は、一人当たりの給与所得の増加等により、前年度に比べ18億5,390万円、3.2%の増収を、また、法人二税については、経済活動の拡大や円安の増益効果等により、前年度に比べ58億7,260万円、11.0%の増収を、それぞれ見込んでおります。

地方交付税については、地方財政計画の状況等を踏まえ、前年度に比べ30億円、2.3%減となる1,280億円を計上したほか、臨時財政対策債を含む県債については、前年度に比べ60億1,550万円、10.2%減の528億5,140万円を計上しております。

次に歳出について、主な施策に沿って申し上げます。

最初に、コロナへの対応について申し上げます。

まず、コロナについては、国において感染症法上の位置付けを、5月8日より2類相当から5類へと移行する方針が示され、医療提供体制は「必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指す」とされています。

今後、医療現場や地域の実情等を踏まえた検討が進められ、3月上旬を目途に移行に向けた具体的な方針が国から示される見込みであります。

本県としても、医療提供体制の確保等に留意しながら、円滑に移行できるよう、国に対して全国知事会や関西広域連合を通じて働きかけを行い、準備を進めているところであります。

来年度のコロナ対策につきましては、これまでの感染状況等も鑑みまして、年間を通して必要な対策が最大限実施できるよう予算を計上しておりますが、今後示される国の方針を踏まえながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

一方で、コロナへの対応は確保した上で、次の健康危機事案に対して備えることも必要であります。

そのため、長期にわたるコロナへの対応を振り返る検証を行うと同時に、新たな感染症の発生を見据えて、人材育成や健康危機管理体制の整備にも取り組んでまいります。

以上、主なコロナ対策などについて申し上げましたが、シン・ジダイに向けては、「子ども・子ども・子ども」、引き続きあらゆる政策の中心に「子ども」を置きつつ、「ひとづくり」「こころとからだの健康づくり」「安全・安心の滋賀づくり」「グリーン・デジタルによる経済・社会づくり ～コロナからの反転攻勢～」に取り組むとともに、北の近江振興も進めてまいります。

それでは、1点目「子ども・子ども・子ども」について申し上げます。

シン・ジダイの希望は子どもです。

生まれてくる一人ひとりの子どもを大切にすゑる滋賀とするため、「子どものために、子どもとともにつくる県政」を目指し、全庁で子ども施策を充実してまいります。

そのためには、子どもの意見を尊重し、子どもの視点に立つた施策立案が重要になると考えております。

県の広報を強化し、分かりやすい情報発信に努めるとともに、子ども・若者が意見を表明できる環境づくりを進め、こうした意見を大切にし、しっかりと拾い上げ、県政に反映させていくことといたします。

特に、これら施策の根幹となる「(仮称)子ども基本条例」につきましては、条例づくりに子ども・若者が参画することなどを通して、滋賀ならではの条例をつくりあげてまいりたいと考えております。

そして、子どもたちを、安心して生み育てることができるようにするためには、子どもが生まれる前からの切れ目のない支援が必要であるとと考えております。

本県の出生数については、令和4年確定値で1万人を下回ると見込まれ、少子化が更に加速する厳しい状況にあります。

国においては、本年4月のこども家庭庁の発足に合わせ、子ども・子育て対策の強化に向けた検討が進められており、本県としても、国の動きを踏まえながら、市町とも緊密に連携し、「出会い」から支援を行い、結婚、出産、子育てなどのライフイベントにおける不安を解消し、子どもの健やかな育ちを支える社会づくりに取り組んでまいります。

具体的には、「しが結」による出会いサポートや、不妊等の相談支援の充実、保育環境の改善や保育所等の事故防止対策などを進めるとともに、妊娠時から出産・子育てまで一貫した支援を着実に実施するため、母子保健と子育て支援施策を一体的に推進するこ

とし、安心して出産・子育てができる環境を整備してまいります。

また、不登校の児童生徒や、貧困や虐待、障害を背景とした課題を抱えるなど、様々な要因で困難な環境にある子ども・若者たちに対しては、誰一人取り残すことなく、社会全体でケアし、フォローしていくことが必要であると考えております。

そのため、教育相談体制を充実させ、不登校等の未然防止や早期対応を図るほか、ヤングケアラーやケアリーバーへの支援体制の強化、子ども食堂やNPO等が行う子どもの居場所づくりなどへの支援を行うとともに、児童養護施設等で暮らす小学生の学ぶ力のサポートを始めることといたします。

加えまして、重症心身障害児や医療的ケア児等がワンストップで相談できる窓口の設置、重度障害児者が安心して歯科治療・歯科健診等を受けられる体制の充実などを進めることにより、あらゆる施策で子ども・若者の成長を支え、応援できるよう取り組んでまいります。

また、子どもたちの生きる力を育むためには、子どもたちの健やかな心身の育成が必要であると考えております。

そのため、子どもたちが安心して力を発揮できる環境をつくるとともに、豊かな心を育み、健やかな体を育成する取組を進めてまいります。

特に、豊かな心を育むためには、子どもたちが「本を読んで楽しかった」、「寄り添ってくれる本に出会えた」などの読書体験が得られる環境づくりが重要であります。

県内には様々な理由により、図書館が利用できない、身近に本に触れあうことができない、といった環境におかれている子どもたちがいます。

そのため、すべての子どもたちに対して読書支援を行うことを目指し、読書の大切さを届けるアウトリーチ型プログラムを試行するなど、県と市町の図書館ネットワークを



活かしながら、滋賀ならではの「こども としょかん」のあり方について検討を進めてまいります。

さらに、2025年開催の大阪・関西万博に、滋賀の子どもたちが参画し、「生命」の大切さや未来社会などについて、楽しみ、学べる機会が提供できるよう、検討を進めてまいります。

次に、2点目「ひとづくり」について申し上げます。

社会の変化にしなやかに対応していくためには、「ひと」の力を最大限に引き出す必要があることから、年代やライフステージに合わせ、様々な分野や地域において「ひとづくり」を重視した施策を進めているところです。

来年度から取り組む「ひとづくり」につきましては、シン・ジダイへのチャレンジとして世界とのつながりの中で行うこととし、多文化共生の視点でも進めてまいります。

具体的には、世界や地域の様々な課題解決に向けて戦略的に貢献できる人材育成を図るため、高校生の探究活動を伴う海外留学を積極的に支援する枠組みを構築してまいります。

さらに、今年は米国・ミシガン州と中国・湖南省との交流がそれぞれ55周年、40周年の節目を迎えます。

これを機に、新たな交流の担い手となる次世代を育成し、国際交流の裾野を広げるとともに、友好交流団の派遣など対面交流活動を再開させ、交流の深化・発展を図ってまいります。

また、滋賀の子どもたちが、これからの未知の時代を切り拓くためには、確かな学力と豊かな人間性や社会性を身に着けることが必要であると考えております。

そのため、1人1台端末を効果的に活用した学びを推進するとともに、子ども一人ひとりの学びの状況に合わせた「個別最適な学び」を充実させることなどにより、子どもたちの「学ぶ力」の向上を図ってまいります。

さらに、県立高校においては、多様な生徒一人ひとりが、滋賀という地域から学び、社会の一員として自立を目指すことができる学校づくりを進めるとともに、地域や自治体、大学、企業、関係団体等と連携し、各高校の特色を活かした魅力を高める取組を進めてまいります。

加えまして、部活動においては、指導員の配置や地域移行への支援を進めるほか、教職員の働き方改革や人材確保に取り組むことなどにより、教職員がいきいきとやりがいをもって働ける環境を整備し、学びに関わる全ての人たちの笑顔があふれる学校づくりを目指してまいります。

滋賀県初となる高等専門学校（高専）の設置につきましては、「すべての人と地球を支え続ける技術を磨く学校」を目指して、これまで開校時期を最速で令和9年4月とし、運営体制や教育理念などについて検討を進めてまいりました。

こうした中で、より良い学校づくりのために必要な準備期間を改めて整理した結果、令和10年（2028年）4月開校が最良と判断したところです。

さらに、今後本格化する地元市などとの調整を円滑に進め、連携して取り組むため、有識者も加えた「高専構想推進本部」を立ち上げたところです。

産業界や関係機関との連携基盤も整えながら、ソフト・ハード両面の準備を加速度的に進め、オール滋賀で滋賀らしい高専をつくりあげてまいります。

また、商工業、農林水産業、医療福祉などの各分野において、労働力や担い手不足のほか、専門人材の育成などが課題となっています。

そのため、それぞれの分野のニーズに応じて、就労や復職、担い手の確保のほか、技能習得・リスクリングなどの人材育成や、勤務環境の改善などへの支援に加え、子ども・若者に向けた各産業や職種の魅力発信を行うことなどにより、滋賀の産業を担うひとづくりに向けた取組を進めてまいります。

次に、3点目「こころとからだの健康づくり」について申し上げます。

昨年末に公表された滋賀県民の平均寿命は、男性が全国1位、女性が全国2位と、全国屈指の長寿県と言える結果でありました。

その要因は一概に言えるものではございませんが、これまでの「健康しが」に向けた取組の成果が一定表れたのではないかと考えております。

健康寿命においても、全国上位を示すデータが公表されていますが、更なる健康寿命の延伸に向けて、一人ひとりの行動変容を促すとともに、楽しみながら健康的に暮らすことが出来る環境づくりを進めてまいります。

具体的には、企業や大学、地域団体等、多様な主体が連携する「健康しが」共創会議を通じて、健康づくりに資する活動創出を促進するとともに、新たに若者をターゲットとして健康づくりへの関心を高める啓発や、県産野菜や近江の茶の魅力を発信し、摂取を促す「食べる健康」を推進することなどにより、健康づくりへの行動変容につなげてまいります。

そして、楽しみながら健康づくりを行うために、動物や自然とのつながりによる「やすらぎ」と、スポーツや文化芸術による「ワクワク」の視点を重視してまいります。

まず、「やすらぎ」につきましても、人と動物との適正な関係構築は、ひとのこころの健康につながり、動物も心身ともに健康に暮らすことができるようになると考えております。

そのため、動物愛護や適正飼養のほか、災害時の同行避難に関する情報を発信するなど、人にも動物にも優しい社会に向けて取り組んでまいります。

また、豊かな自然を楽しみ、心身のリフレッシュができる公園につきましては、人とひと、自然、地域とを結びつける場として、高い価値と魅力があると考えております。

そのため、都市公園においては、民間活力の導入により、公園利用者の利便性が高まるよう施設等の充実を進めるとともに、自然公園でも民間との連携に向けた取組を進めてまいります。

さらに、希望が丘文化公園の活性化に向けた検討を進めるとともに、びわこ文化公園においては、大学や文化、スポーツ施設などとも連携し、公園の価値と魅力を更に高めてまいります。

次に、「ワクワク」につきましては、令和7年からの3年間は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会、インターハイ、ワールドマスターズゲームズと大規模スポーツイベントが立て続けに開催される「ゴールデンスポーツイヤーズ」が到来いたします。

スポーツ熱の高まりが期待されるこの機会を捉えて、スポーツ振興を加速させることとし、指導者の発掘・育成に対する支援の強化や、障害のある方も親しめる多様なスポーツ環境の整備を進めてまいります。

そして、スポーツ振興のみならず、県民の健康づくり、地域の活性化に向けた起爆剤となる、国スポ・障スポ大会が、いよいよ開催まで957日となり、開催準備に向けた重要な1年を迎えます。

こうしたなか、開催経費について、これまで平成15年から21年の開催県の状況をもとに、想定事業費を67億円と算定してきましたが、令和の開催県の事業費から再試算することにより、104億円に増額したところであります。

引き続き先催県の開催状況を検証し、経費の精査・縮減を行い、総額の抑制に努めるとともに、企業協賛制度やクラウドファンディングなどを活用した歳入確保にも取り組んでまいります。

併せまして、開・閉会式および競技会場の準備を進め、更なる競技力の向上や機運醸成を図るなど、大会の成功に向けて着実に取り組んでまいります。

文化芸術につきましては、デジタル技術を活用した多言語による作品情報の発信や、障害の有無にかかわらず楽しめる多彩なプログラムの提供など、誰もが文化芸術に親しめる機会を創出してまいります。

また、文化財につきましては、彦根城の世界遺産登録に向けて、世界に発信するに相応しい価値の磨き上げや一層の機運醸成を図るとともに、特別史跡安土城跡の令和の大調査の本格着手など、「幻の安土城」復元に向けた取組も進めてまいります。

さらに、「(仮称)新・琵琶湖文化館」の整備や、安土城考古博物館のリニューアル工事を進めるなど、滋賀が誇る文化財の魅力を発信するとともに、次世代に確実に継承されるよう取り組んでまいります。

次に、4点目「安全・安心の滋賀づくり」について申し上げます。

誰もが安全・安心に暮らすことができる社会に向けては、すべての人に居場所と出番がある共生社会づくりと、安全・安心の基盤づくりが必要であると考えております。

そのため、誰もが、あらゆる分野の活動に参加できるようにすることを目指して、手話等の情報コミュニケーションへの支援や、ユニバーサルデザインの更なる推進に取り組むとともに、重度障害のある方が安心して暮らすことができる場を確保するため、地域との連携を図るグループホームの整備に対して支援してまいります。

また、コロナ禍の影響により孤独・孤立に関する課題が顕在化・深刻化していることも

踏まえ、相談機関や地域の多様な居場所に関する情報を発信するなど、「人とひと」とのつながりを再構築し、地域への移行を進めていく取組を始めてまいります。

地域公共交通につきましては、生活や文化、経済活動を支えるために必要不可欠な基盤であるものの、地域の暮らしや移動のニーズが変化するなかで、運転手不足、利用者や運行本数の減少など、コロナ禍の影響も加わり、ネットワークの維持が困難な状況になってきています。

こうした状況も踏まえ、国においては、地域公共交通を持続可能性と利便性・効率性の高いネットワークへと再構築を図ることとされています。

本県においても、「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる」滋賀の実現を目指し、移動目的や地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいります。

具体的には、日々の生活を支える移動手段を確保するため、地域鉄道や路線バス等の運行維持に向けた支援を引き続き行うとともに、移動利便性の向上を図るための実証運行や、自家用車から公共交通機関への移動手段の転換促進に向けた取組を進めてまいります。

さらに、「目指す姿」の実現に向けて、その道筋を示す交通ビジョンの策定とともに、交通税をはじめ、財源のあり方についても参加型税制の視点で議論を進めてまいります。

社会インフラにつきましては、近年、全国各地で大規模な自然災害が相次いでおり、本県においても、昨年は長浜市を流れる高時川の氾濫等による被害が発生し、県民の生活に大きな影響が及んだところです。

いつ起こるか分からない自然災害から、県民の皆様の生命と財産を守り、安全・安心を確保できるよう、治水安全度の向上を図るための河川改修、ため池整備等の農地防災事業、土砂災害対策としての砂防事業や水源涵養効果を維持する治山事業等の防災対策を

加速化してまいります。

さらに、平常時・災害時を問わず強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築や、インフラ施設の長寿命化にも着実に取り組むとともに、こうしたインフラ整備や維持管理に当たりましては、自然環境が持つ多様な機能を積極的に活かし、滋賀らしさが発揮できるような「グリーンインフラ」の取組を進めてまいります。

本県を取り巻く治安情勢につきましては、近年大きく変化し、犯罪はますます悪質巧妙化してきています。

そのため、新たに導入するアプリを活用し、特殊詐欺や不審者等の情報に加え、県民一人ひとりの生活スタイルに応じた情報の発信を行うことにより、県民の自発的な行動変容を促し、犯罪抑止力の向上を図ってまいります。

さらに、現下の治安情勢に的確に対応するため、警察力を強化することとし、県単独措置による警察官の増員を行うとともに、捜査資機材の高度化を進めるなど、安全・安心社会の実現に向けて万全を期してまいります。

次に、5点目「グリーン・デジタルによる経済・社会づくり ～コロナからの反転攻勢～」について申し上げます。

シン・ジダイへの歩みは、琵琶湖をはじめ森・川・里・湖といった自然とそこに暮らす多様な生き物とともにあるべきだと考えております。

マザーレイクゴールズの更なる浸透を図るとともに、特に国民的資産である琵琶湖を預かる滋賀県の使命として、生物多様性の保全にこれまで以上に力を入れて取り組んでまいります。

そのため、昨年12月にカナダで開催された、生物多様性条約第15回締約国会議COP15において合意された「30by30（サーティ バイ サーティ）」、2030年までに陸と

海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標に対して、賛同を表明し、率先して主体的な取組を進めてまいります。

さらに、「生物多様性しが戦略」の改定に合わせて、県民や経済界等の多様な立場の方々とともに、「30by30」よりも更に高みを目指した野心的な目標の設定と、具体的な取組についても検討してまいります。

加えまして、琵琶湖を取り巻く環境の保全・再生を図るため、バイオマスの一層の利活用促進や、プラスチックごみ削減に向けた調査研究を進めることなどにより、持続可能な形で資源を利用しつつ、付加価値の最大化を図るサーキュラーエコノミー、循環経済への移行を進めてまいります。

また、昨年本県で開催した全国植樹祭のレガシーとして、滋賀の豊かな森林を次世代へと引き継ぐため、森林の適正管理、林業の成長産業化、農山村の活性化が一体となった「やまの健康2.0」の取組を進めていくこととし、子どもから大人まで木に触れ親しむことのできる木育拠点の整備に着手してまいります。

さらに、「琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定されたことを好機として、農業においても、琵琶湖から地球へと環境配慮の視点を広げることが重要であると考えております。

そのため、環境こだわり農業推進条例の一部を改正し、オーガニック農業の推進や、地球温暖化の防止、生物多様性の保全を図る条例案を、今定例会議に提出したところであり、全国に先駆けて取り組んできた本県の環境こだわり農業を更に深化させてまいります。

また、オーガニック栽培等の環境に配慮した近江米新品種の産地化を行うとともに、いちご新品種「みおしずく」の地産地消、スマート農業技術の実装支援や県産農産物の魅力発信などにより、持続的で生産性の高い「儲かる農業」の実現を目指してまいります。



加えまして、琵琶湖漁業につきましても、DXを活用した資源管理などによる生産性の向上や、大都市圏での販路開拓のほか、需要喚起に向けて戦略的な広報を行い、「儲かる漁業」の実現を目指すとともに、近江牛につきましては、アニマルウェルフェアに配慮した生産を支援することとし、「選ばれる近江牛」を目指してまいります。

CO<sup>2</sup>ネットゼロ社会の実現に向けた取組につきましては、新たに既存住宅における断熱改修支援や、初期投資ゼロの太陽光発電設備の導入を家庭向けにも拡大するほか、水素の利活用に向けたプロジェクトなどを進めてまいります。

さらに、県施設における太陽光発電設備の導入やLED化のための調査を実施し、県庁の率先的な取組も進めてまいります。

デジタル社会の実現に向けたDXの推進につきましては、県立運動施設のオンライン予約システムの導入のほか、県の公金のコンビニ納付や、クレジットカード納付の拡大、さらに、企業に対してはビッグデータ等に基づく事業展開やデジタル技術を活用した情報発信の支援にも取り組んでまいります。

本県経済の状況につきましては、長期化するコロナ禍に加え、原油価格・物価高騰等の影響が、幅広い業種の事業者に及んでおり、依然として厳しい状況にあります。

ビヨンドコロナの未来を見据え、持続的な成長を目指すため、引き続き資金繰り支援等による事業活動の下支えや県内中小企業の経営基盤強化に取り組んでまいります。

また、ゲームチェンジを先導する産業の創出に向けて、起業やスタートアップへの支援を強化するほか、新たなイノベーション創出拠点となる東北部工業技術センターの整備などを進めてまいります。

さらに、新たに策定する産業誘致戦略においては、幅広い業種の産業立地を目指すこととし、特に、DXにより製造業や農業、教育・福祉等の多分野における社会的課題の解決を図るため、情報通信業の県内立地に向けて力を入れてまいります。

観光につきましては、需要の早期回復と関連産業の中長期的な成長に向けて、滋賀ならではの体験・交流型ツーリズム「シガリズム」を推進するとともに、誰もが楽しめるビワイチや、ここ滋賀の情報発信、県内事業者との連携強化などに取り組んでまいります。

特に、本年は「どうする家康」、来年は「光る君へ」、と本県ゆかりの大河ドラマが放送されることから、こうした機会を捉えた効果的な魅力発信を行い、観光誘客につなげてまいります。

続きまして、「北の近江振興」について申し上げます。

県北部の長浜市、高島市および米原市については、美しい風景や多様な産物、豊かな自然環境や魅力ある歴史資源、文化遺産等を有し、中部圏・北陸圏との結節点であることに加え、北陸新幹線敦賀駅が令和6年春に開業予定であることなど、高い可能性を有する地域であります。

一方で、過疎地域を多く抱え、人口減少や高齢化に伴う影響が顕著に現れた課題の先行地域と捉えることができ、これらの課題に取り組むことは、北部地域に留まらず県全域の振興に資するものと考えております。

そのため、来年度からは、「北の近江振興プロジェクト」として、「住み続けたいくなる還りたくなる北部へ」、「挑戦する若者が集う北部へ」、そして、「訪れたいくなる北部へ」という三つのアプローチに基づき、北部地域に職員が駐在し、地域と緊密に連携しながら、事業展開を図るとともに、相乗効果を生み出そうとする市の取組を支援することなどにより、北部の魅力を活かした様々な振興策に取り組んでまいります。

そして、これらの取組は、近隣県との連携も視野に入れて行うこととし、北部のポテンシャルや地域特性を生かした持続的発展につなげ、県域でも波及効果を生み出すことができるよう進めてまいります。

最後に、歳入確保の取組について申し上げます。

こうした各種施策を着実に推進するためには、持続可能な財政基盤の確立が必要です。

そのため、歳入確保の取組を一層進めることとし、組織体制面の充実強化を行ってまいります。

特に、モーターボート競走事業につきましては、一般会計への安定的な繰出しを行うため、事業課を「びわこボートレース局」に改組し、体制強化を図ることにより、新規顧客の開拓と顧客満足度の向上につなげ、売上を高められるよう取り組んでまいります。

以上、主に一般会計に係る施策について、その概要を申し上げましたが、このほかに、特別会計は 10 会計で、2,462 億 6,602 万 2 千円、企業会計は 5 会計で、1,501 億 5,150 万円を計上しております。

私は、滋賀県の存在意義の一つとして、琵琶湖の恵みを、想いや祈りとともに流域全体に届けて、つなげて一つにして、夢あふれる未来や世界をデザインすることではないかと考えております。

昨年、県政 150 年の節目を迎えました。

草の根自治の象徴とも言えるせっけん運動や、「びわ湖の日」をはじめとした琵琶湖を想い、守る取組、ふるさと滋賀での共有体験である「うみのこ」での環境学習など、これまでに蒔かれた「種」は、県民の誇り、滋賀の自信、滋賀への愛着として、県民の心に確かに根付いていると感じております。

折しも、昨年 12 月に関西広域連合の連合長を拝命したところであります。

こうした水への思い、つながりを大切にする心を、関西全域に届け、共有することを目指すとともに、広域での取組が、関西のみならず、滋賀県の発展にも繋げられるよう、視点を高く、視野を広く持つことにも努めてまいります。

そして、これからの新たな歴史に向けては、「新しい豊かさ」を県民の皆様や議員の皆様とともに、幅広い知見を集めながら、みんなで追求し、未来に向けて次なる「種」をつくりあげてまいりたいと考えております。

びわ湖を真ん中に、四季を味わい、未来を想う、調和のとれた暮らしとともにある滋賀県において、みんなで描き、ともに創る「健康しが」を目指して、夢と希望をもってこれからも全力で取り組んでまいります。

どうか一緒に頑張りましょう。

それでは、本定例会議に提出いたしております案件の概要について御説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議第 17 号および議第 19 号は、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、法の施行に関し必要な事項の規定等を行うため、

議第 18 号は、退職手当基金を造成するため、

議第 20 号は、こども家庭庁設置法の施行による法令改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

それぞれ条例を制定しようとするものでございます。

議第 21 号は、知事の附属機関に、新たに総合企画部建設工事等総合評価審査委員会を設置するため、

議第 22 号は、事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、職員の定数を改定するため、

議第 23 号は、法令改正により、新たに設けられた手続に係る事務の市町への移譲等を行うため、

議第 24 号は、職員に対する特殊勤務手当について、より業務の実態や特殊性に応じたものとするため、

それぞれ条例の一部を改正しようとするものでございます。

議第 25 号は、国民健康保険広域化等支援基金事業に係る市町からの貸付償還が完了したことに伴い、条例を廃止しようとするものでございます。

議第 26 号は、法令改正に伴い、必要な規定の整理等を行うため、

議第 27 号は、道路交通法等の改正に伴い、手数料の新設を行うため、

議第 28 号は、住民基本台帳法の規定に基づき、本人確認情報を利用する事務を追加するため、

議第 29 号から議第 33 号までは、国が定める児童福祉施設の設備および運営に関する基準等の改正に伴い、それぞれ必要な規定の整備等を行うため、

議第 34 号は、看護職員修学資金貸与事業に係る修学資金の種類の見直し等を行うため、

議第 35 号は、ふぐ処理者の認定等に関する指針等が国から示されたことに伴い、必要な規定の整備を行うため、

議第 36 号は、先ほど御説明申し上げたとおり、オーガニック農業の推進等を図るため、

議第 37 号は、道路法施行令の改正に伴い、県道においても国道に準じて占用料を改定

するため、

議第 38 号は、標準学級数の増減等に伴い、市町立学校の県費負担教職員の定数を改定するため、

議第 39 号は、地方警察職員の警察官の定員を改定するため、

議第 40 号は、滋賀県防災会議の審議等に女性、高齢者、障害者団体等の代表者等が参画できるようにすることで、防災対策の充実を図るため、

それぞれ条例の一部を改正しようとするものでございます。

議第 41 号から議第 49 号までは、その他の案件でございます。

議第 41 号および議第 42 号は、契約の締結について、

議第 43 号は、契約の変更について、

議第 44 号は、訴訟の提起について、

議第 45 号は、国の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 46 号は、琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることについて、

議第 47 号は、道路公社の定款の一部を変更することについて、

議第 48 号は、道路公社が行う大津港駐車場事業の変更に同意することについて、

議第 49 号は、包括外部監査契約の締結について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

御静聴ありがとうございました。